

平成 29 年度 守山市新庁舎整備基本計画策定等支援業務 公募型プロポーザル方式提案業者募集要項

1 業務名

守山市新庁舎整備基本計画策定等支援業務

2 業務場所

守山市吉身二丁目地先

3 業務内容

新庁舎整備に係る基本計画策定業務および発注支援業務

4 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

5 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結日までに参加資格条件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 29 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に「種目番号 107：行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング」を登録し、かつ、取扱内容として「①地域開発計画」、「②まちづくり」、「③防災計画」、「④経済」、「⑤情報収集」、「⑥世論・意向調査」の全てを登録していること。
- (3) 守山市建設工事等入札参加資格停止規準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(7) 主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置できること。

なお、審査基準日において3か月以上の雇用関係を有すること。

(8) 平成19年4月1日から公告した日の前日までの間に、次のアからエのいずれかの業務を国または地方公共団体から元請として受注し、契約履行が完了した実績を有すること。

ア 国または地方公共団体の延床面積 15,000 m²以上の庁舎整備に係る基本構想または基本計画の策定業務

※庁舎とは国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（執務室および窓口を主としたもの）とする。

イ コンストラクションマネージャー（日本コンストラクションマネジメント協会の認定コンストラクションマネージャーの資格を有する者）を配置して行う公共建築物の整備に係るマネジメント業務（発注者と設計・施工の受注者との間に入り、発注者の側において業務支援等を行ったもの（CM業務）とし、単に設計監修業務、工事監理業務を行ったものは除く。）

ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業

エ プロポーザル方式またはコンペ方式による建築設計業務（基本設計・実施設計）の事業者選定に係る発注支援業務

6 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記8 提出書類を、持参により提出してください。

(2) 受付場所

守山市総務部 施設整備室

(3) 受付期間

平成29年10月2日（月）から平成29年10月20日（金）正午までの内、土曜日、日曜日および祝日を除く執務時間

7 プロポーザル方式の実施概要

(1) 提案時期

平成29年10月20日（金）正午までを提出期限とします。

(2) 実施要項の入手方法

平成29年10月2日（月）から、市ホームページからダウンロードが可能です。

8 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書：1部

※ 別に写し1部をご用意ください。申請時に受付印を押印しお返しします。

- (2) 業務実績書（様式1）：1部
- (3) 配置予定技術者調書（様式2）：1部
- (4) 見積書（様式3）：1部
- (5) 提案書（様式4）：5部